

令和6年10月21日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和6年度北塩原村農業委員会総会10月定例会 議事録

1. 開催日時

令和6年10月21日（月）午後1時30分～2時05分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	岩田多吉	欠
農業委員	1	五十嵐大	出
〃	2	小椋隆子	欠
〃	3	中川博之	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武藤吉博	出
〃	—	武藤正	出
〃	—	五十嵐忠之	出
〃	—	高畑忠弘	欠
〃	—	佐藤周	欠
〃	—	佐藤照明	欠

※ 出席委員 農業委員5名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し3名が参加した。

4. 欠席委員

農業委員 小椋 隆子 委員

岩田 多吉 委員

推進委員 佐藤 周 委員

佐藤 照明 委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 提出議案
 - ・議案第1号
現況確認証明について
 - ・議案第2号
許可の条件を履行したことの証明確認申請書
- 第5 その他
 - ・令和6年度福島県下農業委員会大会について
 - ・塙町農業委員会の視察研修について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠 藤 久 彦
事務局係長 遠 藤 和 広
事務局主査 渡 部 達 也
事務局主事 竹 田 祐 菜

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和6年度北塩原村農業委員会定例総会10月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

2番、小椋隆子委員、6番、岩田多吉委員より欠席する旨の届出がありました。

只今の出席委員は農業委員7名中5名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、推進委員の高畑忠弘委員、佐藤周委員、佐藤照明委員からは、欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、1番 五十嵐 大委員、3番 中川 博之委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

続いて、報告事項について事務局から説明をお願いします。

■事務局

(農地法第18条 合意解約について説明)

■議長

それでは議事に入ります。

議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

資料の6ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について、意見を求めるものでございます。

番号1番、1、申請人の方は〇〇〇〇さん、喜多方市塩川町の方です。

2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、桧原字〇〇〇〇番、登記は畑、現況は宅地、面積891㎡、以上1筆でございます。

3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。

4、非農地化した経過については、昭和初期頃から既にご自宅等を建てて、宅地として利用していたとのことでした。

5、調査内容についてですが、申請地は農振農用地区域外であり、農地区分は第2種農地と判断しております。農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。判断の理由は、申請の通り既に宅地として利用されており、また、現在は居住者もおらず空き家になってしまっているため、農地として再生・利用することは困難であるためです。

10月16日に二瓶睦夫委員、佐藤周委員とで、申請者立ち合いのもとで現地確認を行い、証明の可否について「可」といただいております。

なお、7ページから11ページに位置図、箇所図、確認写真等を載せておりますので、各自ご確認願います。

上記のとおり提出いたします。令和6年10月21日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。
以上で議案第1号について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番 二瓶 睦夫委員より、調査結果について報告をお願いします。

■4番 二瓶 睦夫委員

10月16日に、佐藤周推進委員、事務局と現地へ行き、申請人立ち合いのもと確認してきました。説明にあったとおり、申請地は既に宅地として利用されており、申請人に確認したところ、相続等を行っている中で登記が変わっていないことに気づき、将来のことも考え整理をしておきたいとのことでしたので許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■7番 星 源嗣委員

ここは以前〇〇〇〇さんが住んでいた場所ですね。

■4番 二瓶 睦夫委員

そうです。過去に農業委員もなさっていました。

■7番 星 源嗣委員

地番が新しいようですので区画整理かなにかが行われた場所かもしれませんね。

■議長

他になにかございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。番号1番について、申請のとおりこれを適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、現況確認証明について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することといたします。

■議長

それでは続いて議案第2号、「許可の条件を履行したことの証明確認申請書について」を議題といたします。

■議長

議案第2号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

1 2ページをご覧ください。議案第2号、「許可の条件を履行したことの証明申請」について説明いたします。次の証明申請について意見を求めるものでございます。

番号1番、1、申請者は先程同様、〇〇〇〇さんです。

2、申請地の所在地及び面積等につきましては、桧原字〇〇〇の〇〇〇〇番〇〇〇です。

3、証明を求める理由でございますが、土地地目変更登記のため。

4、経緯等につきましては、農地法第5条第1項の規定により昭和51年5月28日付け福島県指令若農政第469号をもって、農業用施設建築の目的で転用が許可され、許可の条件に沿って転用が完了して非農地化されたものの、地目変更に関する登記をせずに現在に至っているとのことです。

5、調査内容についてですが、申請地は先程同様に農振農用地区域外であり、農地区分は第2種農地と判断しております。農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。判断の理由としましては、現地には既に農業用の小屋が建築されており、転用は問題なく完了していると判断しました。

10月16日に二瓶睦夫委員、佐藤周委員とで、申請者立ち合いのもとで現地確認を行い、証明の可否について「可」といただいております。

なお、13ページから17ページに位置図、箇所図、確認写真等を載せておりますので、各自ご確認願います。

上記のとおり提出いたします。令和6年10月21日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。
以上で議案第1号について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります4番 二瓶 睦夫委員より、調査結果について報告をお願いします。

■4番 二瓶 睦夫委員

議案第1号と同日に調査を行いました。申請地に小屋が建っていることが確認できたため、転用は問題なく済んでいると判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見・ご質問等ございませんか。

■3番 中川 博之委員

申請地と隣接地などは申請人の所有になっているのですか。

■議長

相続は済んでいるとききました。

■事務局

そうですね、相続等をされて登記も申請者の名義になっているようです。

■3番 中川 博之委員

わかりました。

■7番 星 源嗣委員

転用の許可がされた昭和51年頃に、ちょうど同地区内でたばこの栽培が盛んに行われていて、同じようにたばこの乾燥用小屋などがたくさん建ったと聞いています。

■議長

他になにかございませんか。

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、許可の条件を履行したことの証明確認申請書について、申請のとおりこれを適当と認め、決定することといたします。

■議長

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。

事務局から連絡がありますので、事務局から説明をお願いします。

■事務局

(令和6年度福島県下農業委員会大会について)

(塙町農業委員会の視察研修について)

(地域計画の進捗状況について)

■局長

ありがとうございました。

皆様からご質問等ございますか。

■委員

(なしとの声)

■局長

他に何かございますか。

■委員

(なしとの声)

■局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 6 年 10 月 21 日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ㊞

議事録署名委員 1 番 五十嵐 大 ㊞

議事録署名委員 3 番 中川 博之 ㊞